

申請に対する処分

処分名	高齢者日常生活用具給付等事業利用の決定
根拠法令	奄美市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱
所管課	高齢者福祉課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

地域ケア会議において、この事業によるサービスを受けることが必要と判断された次に掲げる者

区分	種目	対象者
給付	火災警報器	おおむね65歳以上の低所得の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等
	自動消火器	おおむね65歳以上の低所得の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等
	電磁調理器	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等
貸与	高齢者用電話	おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者等

(2) 申請の方法

高齢者日常生活用具給付等申請書を提出する。

(3) 許認可等の要件

上記(1)の要件に該当している者

2 標準処理時間

30日